

一般社団法人 八戸市医師会定款

目 次

第 1 章	名称及び事務所	(第 1 条—第 2 条)
第 2 章	目的及び事業	(第 3 条—第 4 条)
第 3 章	会員	(第 5 条—第 1 4 条)
第 4 章	総会	(第 1 5 条—第 2 5 条)
第 5 章	役員	(第 2 6 条—第 3 6 条)
第 6 章	理事会	(第 3 7 条—第 4 1 条)
第 7 章	裁定委員会	(第 4 2 条—第 4 8 条)
第 8 章	委員会	(第 4 9 条)
第 9 章	団体契約及び意見表明	(第 5 0 条—第 5 1 条)
第 1 0 章	資産及び会計	(第 5 2 条—第 5 8 条)
第 1 1 章	参与	(第 5 9 条)
第 1 2 章	事務局	(第 6 0 条)
第 1 3 章	雑則	(第 6 1 条—第 6 3 条)
附 則		

第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人八戸市医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を青森県八戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本医師会及び青森県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 医学教育の向上に関する事業
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事業
- (4) 医師の生涯研修に関する事業
- (5) 公衆衛生の指導啓発に関する事業

- (6) 地域医療の推進発展に関する事業
 - (7) 地域保健の向上に関する事業
 - (8) 保険医療の充実に関する事業
 - (9) 医業経営の安定、会員の福祉向上に関する事業
 - (10) 医師会相互の連絡調整に関する事業
 - (11) 臨床検査センターの設置及び運営に関する事業
 - (12) 看護要員の教育養成に関する事業
 - (13) 八戸市休日夜間急病診療所の運営に関する事業
 - (14) 訪問看護ステーションの設置及び運営に関する事業
 - (15) 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所の設置及び運営に関する事業
 - (16) 地域包括支援センターの運営に関する事業
 - (17) その他本会の目的を達成するため必要な事業
- 2 前項各号の事業は、八戸市、三戸郡及びその周辺において行うものとする。

第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、八戸市及び三戸郡を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。
- 4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第12条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び負担金)

第8条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

- 2 入会金、会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で定める。ただし、特別

の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を減免することができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第10条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第11条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したものの
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したものの
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。この場合において、その会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は当該会員に対しその旨を通知するとともに、当該会員が青森県医師会又は日本医師会の会員になっている場合は、その氏名及び処分事由の概要を青森県医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁に当たり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 第7条第2項及び前条第4項の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。
- (3) 当該会員が失踪宣告を受けたとき。
- (4) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(拠出金の不返還)

第14条 既納の入会金、会費、負担金、その他の拠出金は、返還しない。

第4章 総会

(総会)

第15条 総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(定時総会及び臨時総会)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年度1回6月に招集しなければならない。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会の招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の2週間前までに会員に発しなければならない。

(総会の議長及び副議長の選出)

第17条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、別に定めるところにより、総会において会員の中から選出する。

3 議長及び副議長の任期は、2年とする。

(議長及び副議長の職務)

第18条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長及び副議長の後任者の選出)

第19条 議長又は副議長が欠けたときは、別に定めるところにより、その後任者を選出しなければならない。

2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の任務)

第21条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 決算に関する事項

- (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任及び解任
 - (5) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (6) 定款の変更に関する事項
 - (7) 本会の解散及び残余財産の処分に関する事項
 - (8) 理事会が付議した事項
 - (9) 借入金に関する事項
 - (10) 基金に関する事項
 - (11) 重要な財産の造成及び処分に関する事項
 - (12) 青森県医師会代議員及び予備代議員の選出
 - (13) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会において、会長は次に掲げる事項を報告する。
 - (1) 第54条第2項に定める事業計画書及び収支予算書
 - (2) 第55条第2項に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告
 - 3 本会会員のうち、青森県医師会の会員でない者は、青森県医師会代議員及び予備代議員選出についての議決権を有しない。

(総会の定足数及び決議)

第22条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、成立しないものとする。ただし、総会の目的である事項が報告事項のみである場合には、出席会員の人数にかかわらず、総会は成立するものとする。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 総会に出席できない会員は、委任状を本会に提出して、他の会員を代理人として議決権を行使できる。この場合においては、前3項の適用については総会に出席したものとみなす。

(総会決議事項の通知)

第23条 会長は、総会において決議した事項を、速やかに会員に通知しなければならない。

(総会への出席発言)

第24条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目

的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合は、この限りでない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長、出席した会長及び会員のうち議長より議事録署名人に指名された者は、これに署名押印する。

第5章 役員

(役員)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内(外部監事1名を含む。)
- 2 理事のうち、1名を会長、4名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、同項の副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の決議により、分担して業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、副会長の中から、法人法上の代表理事を理事会の決議により選定し、会長の職務を代行する。
- 5 副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により他の副会長がその職務を代行する。
- 6 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、別に定めるところにより、会員の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、総会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本会に会員以外の監事を外部監事として1名置くこととし、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

(役員を補欠を選任)

第31条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべく速やかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員が親族等割合の制限)

第32条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員を解任)

第33条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員を報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 外部監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(役員を責任免除)

第35条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第36条 本会に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第6章 理事会

(理事会)

第37条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく法人法第111条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第39条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第40条 総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第42条 本会に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第43条 裁定委員は、本会の会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第44条 裁定委員の任期は、第29条第1項（役員の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第45条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第46条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第7条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第12条第6項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うに当たっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第47条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第48条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第49条 会長又は総会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

第9章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第50条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第51条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第10章 資産及び会計

(本会の経費)

第52条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、賛助金、寄付金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第54条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類は、理事会の承認を受けた後、総会に報告するものとする。
 - 3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第3号の書類については、総会にその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については、総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第56条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第57条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第58条 会計に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 参 与

(参 与)

- 第59条 本会に、理事会の決議を経て、若干名の参与を置くことができる。
- 2 参与は、会長の定めるところにより、専門的事項について会務に参画する。
 - 3 参与は、会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の任期による。
 - 4 参与は、本会の他の役職を兼ねることができない。

第12章 事務局

(事務局)

- 第60条 本会に、事務局を置く。
- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
 - 3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第13章 雑 則

(残余財産の帰属)

第61条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第62条 定款の施行に関して必要な事項は、総会の承認を経て、別に細則で定める。

(公告)

第63条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(役員等に関する措置)

- 2 この法人の最初の会長は高木伸也、副会長は於本章、田島剛一、瀬尾喜久雄、熊谷俊一とする。

(裁定委員に関する経過措置)

- 3 この定款の施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。

(顧問に関する経過措置)

- 4 この定款の施行の際、現に顧問の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、顧問として任命されたものとみなす。

(委員会委員に関する経過措置)

- 5 この定款の施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 7 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第53条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 8 平成30年4月1日(第4条、第25条)

(改正)

- 9 令和3年6月1日(第22条)
- 10 令和5年7月1日(第7条)